

## 「美容所を開設される皆様」へ

令和7年4月1日現在

### 〈美容所を開設する場合〉（美容師法第11条及び第12条）

美容所を開設しようとする者は、美容所の位置、構造設備、管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項を、あらかじめ開設しようとする美容所の所在地を管轄する保健所に届け出て、検査及び確認を受けなければなりません。

### 〈開設の届出〉

#### ○届出先【豊中市内で美容所を開設しようとする場合】

届出窓口：豊中市保健所 保健安全課 生活衛生係

（〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1 豊中市保健所）

受付時間：平日（月曜～金曜）午前9時から午後5時15分※

（※手数料手続きの関係上、できるだけ午後4時30分までにお越しください。）

届出時期：少なくとも営業開始予定日の1週間前までをお願いします。

#### ○届出書類および必要な書類について

| 届出書類                                                                     | 届出書様式 | 提出部数  |
|--------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 美容所開設届出書<br>（平面図・付近見取り図の記載欄は別添可）                                         | 様式第1号 | 正本1部  |
| 必要な書類                                                                    |       | 備考    |
| 開設者が法人の場合、登記事項証明書（発行日より3か月以内のもの）                                         |       | コピー可  |
| 従事する美容師全員の美容師免許証<br>（氏名が変更になっている場合は、そのことを証する書類（戸籍抄本等、コピー可）もあわせてご持参ください。） |       | コピー可  |
| 従事する美容師全員の診断書（結核、皮膚疾患の有無に関する診断書）<br>（診断日より1か月以内のもの）                      |       | コピー不可 |
| 従事する美容師が2名以上の場合の美容所については、そのうち1名が管理美容師※ <sup>1</sup> であることを証する書類          |       | コピー可  |
| 理容所と重複開設する場合※ <sup>2</sup> 、従業者全員の理容師免許証                                 |       | コピー可  |
| 開設者が外国人である場合、住民票の写し（国籍等を記載したもの）                                          |       | コピー不可 |

※1 管理美容師は他の美容所で管理美容師として兼任することは出来ません。

※2 重複開設する場合、理容所開設届出書も必要です。（要手数料）

#### ○手数料（現金でご用意ください）

- 新規開設 : 16,000 円

## 〈使用前検査の確認事項〉

### （１）常に清潔に保つための措置

- ① 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- ② 洗場は、流水装置とすること。
- ③ 蓋付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

### （２）消毒設備

次の区分に応じた消毒設備を設けること。

- ① かみそり（頭髪用を除く。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いがあるものを消毒するための設備（次のア～ウのいずれか）

ア．沸騰後２分以上煮沸するための設備

イ．エタノール水溶液（濃度：76.9～81.4％）に１０分間以上浸すための設備

ウ．次亜塩素酸ナトリウム水溶液（濃度：0.1％以上）に１０分間以上浸すための設備

- ② ①以外の器具を消毒するための設備（ア～クのいずれか）

ア．85  $\mu\text{w}/\text{cm}^2$  以上の紫外線を２０分間以上照射するための設備

イ．沸騰後２分以上煮沸するための設備

ウ．80℃以上の湿熱に１０分間以上触れさせるための設備

エ．エタノール水溶液（濃度：76.9～81.4％）に１０分間浸すか、又はエタノール水溶液を含ませた綿・ガーゼで器具表面を拭くための設備

オ．次亜塩素酸ナトリウム水溶液（0.01％以上）に１０分間以上浸すための設備

カ．逆性石けん水溶液（0.1％以上）に１０分間以上浸すための設備

キ．グルコン酸クロルヘキシジン水溶液（0.05％以上）に１０分間以上浸すための設備

ク．両性界面活性剤水溶液（0.1％以上）に１０分間以上浸すための設備

### （３）採光、照明及び換気を十分にするための装置

- ① 採光及び照明⇒美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度が１００ルクス以上を確保できる設備を有すること。

- ② 換気⇒美容所内の空気１リットル中の炭酸ガスの量を５立方センチメートル以下に保つことができる施設構造であること。

### （４）その他市長が定める衛生上必要な措置

- ① 美容所と住居その他の施設とを区分すること。
- ② 美容所には待合所を設け、作業場と区分すること。
- ③ 美容所の作業場及び待合所の面積の合計は、１３平方メートル以上とすること（化粧、結髪等の業のみの場合除く）。
- ④ 美容所と理容所を同一施設内において開設するときは、当該美容所における作業場及び待合所と当該理容所におけるこれらに相当する施設とを区分すること（重複開設に該当する場合除く）。
- ⑤ 皮膚に接する器具について、消毒済みのものとそれ以外のものとを区別して収納するための必要な設備を設けること。
- ⑥ 外傷に対する応急手当に必要な薬品及びガーゼその他の衛生材料を常備すること。

## 〈その他〉

- ・検査日から開設者に確認済証を交付するまでの期間は概ね１４日間です。

お問い合わせ先

豊中市保健所 保健安全課 生活衛生係

〒561-0881 豊中市中桜塚４－１１－１

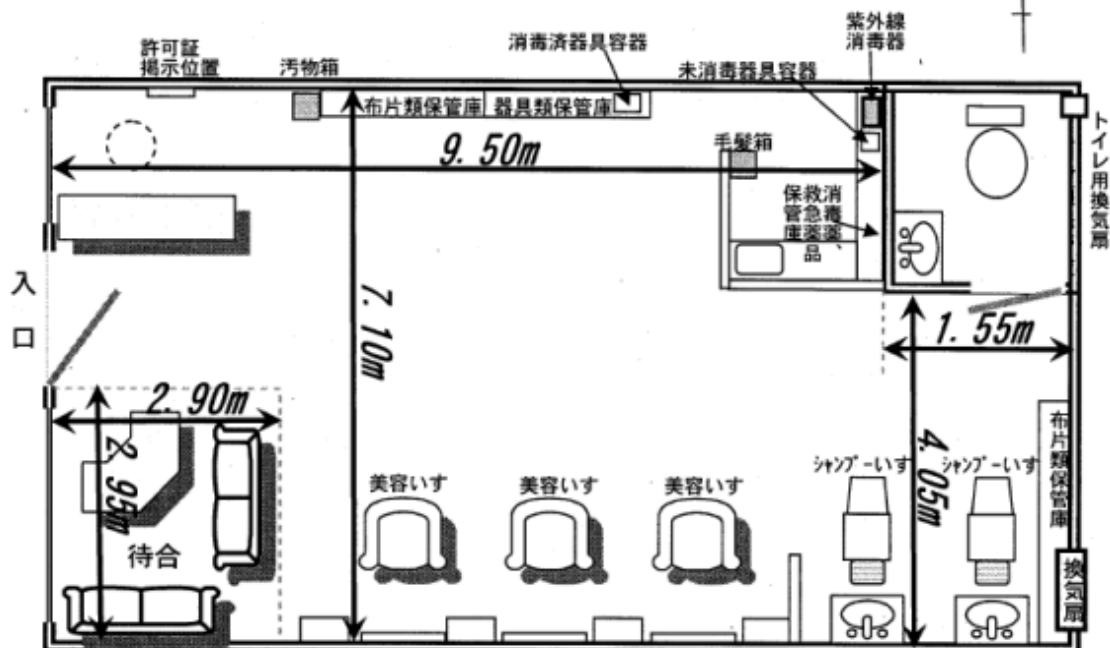
電話：06-6152-7321 FAX：06-6152-7328

## ＜記入例＞

美容所施設名 ○○美容室

美容

※手書きでなく、別途図面を添付されても構いません。  
その際は、この欄に「別紙のとおり」とご記入ください。



- 注意点 1 作業場・待合所の面積の計算の根拠となる寸法を記入すること  
(寸法は壁の中心から中心までの距離ではなく、室内の寸法です)  
※なお、美容所の面積は13平方メートル以上が必要です。
- 2 換気扇、美容いす、毛髪箱、汚物箱、紫外線消毒器  
消毒済器具容器、未消毒器具容器、消毒薬、救急薬品、  
許可証掲示、待合所の位置を明示すること

## 付近の見取図



※地図等を貼付・添付されても構いません。  
その際は、該当建物の位置がわかるよう記入してください。  
また、添付される場合は、この欄に「別紙のとおり」とご記入ください。